

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
51	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杵築市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

大分県杵築市長

公表日

令和8年1月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等支給事務
②事務の概要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により様々な困難に直面している住民税非課税世帯等に対して、給付金等を給付するもの。 また、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増等を踏まえ、特に家計への影響等が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)の世帯主に対して給付金等を給付するもの。 所得税について定額減税しきれない見込まれる方等に対して、定額減税しきれない額に応じて給付金を給付するもの。 特定個人情報ファイルは、支給要件の判定及び支給に関する事務で利用する。
③システムの名称	既存住民基本台帳システム 番号連携サーバ 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号(以下「番号法」という。)別表135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報連携 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定 個人情報の提供に関する命令 第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉事務所
②所属長の役職名	福祉事務所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL 0978-62-1801
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉事務所 〒879-1307 大分県杵築市山香町大字野原1010番地2 TEL:0977-75-2405

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>〔 1,000人以上1万人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕 <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕 <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性の確認を行っている。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会は、住所を含む3情報による照会と複数人による確認を行っている。

9. 監査

実施の有無

[] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[] 十分に行っている

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[] 十分である

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

- ① ユーザ認証の管理を行っている。
② アクセス権限の発効・失効の管理を行っている。
③ アクセス権限の管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年1月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和4年11月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年1月1日時点	令和4年10月1日時点	事後	
令和4年11月4日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	市民生活課 〒873-0001 大分県杵築市大字杵築377番地1 TEL 0978-62-1806	福祉事務所 〒879-1307 大分県杵築市山香町大字野原1010番地2 TEL:0977-75-2405	事後	
令和4年11月4日	IV リスク対策 8. 監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	事後	
令和4年11月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により様々な困難に直面している住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付するもの。 特定個人情報ファイルは、支給要件の判定及び支給に関する事務で利用する。	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により様々な困難に直面している住民税非課税世帯等に対して、現金を給付するもの。 また、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増等を踏まえ、特に家計への影響等が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)の世帯主に対して給付金を給付するもの。 特定個人情報ファイルは、支給要件の判定及び支給に関する事務で利用する。		
令和4年11月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	
令和4年11月4日	III しきい値判断結果	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和5年11月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年10月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和5年11月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年10月1日時点	令和5年10月1日時点	事後	
令和5年11月15日	IV リスク対策 8. 監査	[○]自己点検 [○]内部監査 [○]外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和7年1月27日	I 関連項目 3.個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) (以下「番号法」という。)別表135の項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	I 関連項目 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	情報連携(照会) ・番号法第19条第8項 別表第二121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号) 第59条の4	情報連携 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定 個人情報の提供に関する命令 第2条の表160の項	事後	
令和7年1月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月27日	IV リスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続		選択肢 十分である	事後	
令和7年1月27日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		選択肢 十分である 判断の根拠を記載	事後	
令和7年1月27日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		項目を選択 選択肢 十分である 判断の根拠を記載	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月23日	評価書名	住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給事務 基礎項目評価書	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等支給事務 基礎項目評価書	事後	
令和8年1月23日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	杵築市は、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	杵築市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和8年1月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の名称	住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金支給事務	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等支給事務	事後	
令和8年1月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により様々な困難に直面している住民税 非課税世帯等に対して、給付金等を給付するもの。 また、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増等を踏まえ、特に家計への影響等が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)の世帯主に対して給付金等を給付するもの。 特定個人情報ファイルは、支給要件の判定及び支給に関する事務で利用する。	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により様々な困難に直面している住民税 非課税世帯等に対して、給付金等を給付するもの。 また、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増等を踏まえ、特に家計への影響等が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)の世帯主に対して給付金等を給付するもの。 所得税について定額減税しきれないと見込まれる方等に対して、定額減税しきれない額に応じて給付金を給付するもの。 特定個人情報ファイルは、支給要件の判定及び支給に関する事務で利用する。	事後	
令和8年1月23日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業判断の根拠	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性の確認を行っている。	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性の確認を行っている。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合に行う住基ネット照会は、住所を含む3情報による照会と複数人による確認を行っている。	事後	
令和8年1月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月23日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年10月1日時点	令和7年10月1日時点	事後	